

シティパーキングアコス指定管理者募集要領の一部訂正について

提案に関する質問についての回答に伴い、「シティパーキングアコス指定管理者募集要領」（以下、募集要領という）について、該当規定を以下のとおり訂正いたします。

応募事業者の皆様におかれましては、本訂正を踏まえて事業計画書及び収支計画書を作成してください。

訂正 1

対象箇所：募集要領 第5章 2 （2）（8 ページ）

【訂正前】

指定管理者が機器の持ち込みをする場合、収支計画には経費の反映を行わず、事業計画書に記載してください。

【訂正後】

指定管理者が機器の持ち込みをする場合で、市の承認を受ける前提として、当該設備の導入、設置、保守、撤去等に係る経費を指定管理業務の経費として収支計画に計上してください。

訂正 2

対象箇所：募集要領 第6章 1 （9 ページ）

【訂正前】

指定管理者の選定は、草加市駐車場条例第16条に基づき指定管理者選考委員会で、下表のとおり事業実績、業務実施体制、提案事項、事業実施計画の4区分から総合的に判断します。

【訂正後】

指定管理者の選定は、草加市駐車場条例第16条に基づき指定管理者選考委員会で、下表のとおり企業実績、業務実施体制、施設価値向上、地域活性化への貢献、収支計画及び基本納付金の5区分から総合的に判断します。